

議員提出議案第3号

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成22年3月 日

提出者	伊	木	まり子
賛成者	井	上	清
	〃	有	村 京子
	〃	塩	見 牧子
	〃	角	田 晃一
	〃	吉	波 伸治

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）

の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 消化器内科
- (3) 循環器内科

第17条第4項を次のように改める。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 奈良県医師会の代表者、生駒地区医師会の代表者、生駒市医師会の代表者その他医療に関し識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 議会の議員
- (4) 関係行政機関の職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の生駒市病院事業の設置等に関する条例第17条第4項に規定する委員（以下「旧委員」という。）である者は、施行日に改正後の生駒市病院事業の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第17条第4項の規定により委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、新条例第17条第5項の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同

一の期間とする。

- 4 施行日から前項に規定する期間の末日までの間において新条例第17条第4項の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日までとする。

生駒市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 病院の診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 内科</p> <p>(2) <u>消化器科</u></p> <p>(3) <u>循環器科</u></p> <p>(4) 小児科</p> <p>(5) 外科</p> <p>(6) 整形外科</p> <p>(7) 脳神経外科</p> <p>(8) 産婦人科</p> <p>(9) リハビリテーション科</p> <p>(10) 放射線科</p> <p>4 略</p> <p>(病院事業推進委員会)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員は、議会の同意を得て市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、委員には、<u>奈良県医師会、生駒地区医師会及び生駒市医師会をそれぞれ代表する者を含む医療関係団体を代表する者、市民を代表する者、市議会を代表する者及び関係行政機関の職員が含まれない。</u></p> <p>5～7 略</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 病院の診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 内科</p> <p>(2) <u>消化器内科</u></p> <p>(3) <u>循環器内科</u></p> <p>(4) 小児科</p> <p>(5) 外科</p> <p>(6) 整形外科</p> <p>(7) 脳神経外科</p> <p>(8) 産婦人科</p> <p>(9) リハビリテーション科</p> <p>(10) 放射線科</p> <p>4 略</p> <p>(病院事業推進委員会)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>奈良県医師会の代表者、生駒地区医師会の代表者、生駒市医師会の代表者その他医療に関し識見を有する者</u></p> <p>(2) <u>市民</u></p> <p>(3) <u>議会の議員</u></p> <p>(4) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>5～7 略</p>

